

公益財団法人大阪府スポーツ協会 加盟団体の処分に関する基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人大阪府スポーツ協会（以下「本会」という。）加盟団体規程第21条第2項の規定により、同規程第21条第1項に該当する加盟団体に対する処分に関する手続き及び内容について定める。

(適用範囲)

第2条 この基準は、本会の加盟団体に対して適用する。

第2章 処分の手続き

(処分の手続き)

第3条 処分の対象となる事案又は対象のおそれがある事案（以下「当該事案」という。）に係る処分の手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 倫理・コンプライアンス委員会は、当該事案が発生したときは、当該事案の原因となった団体（以下「当該団体」という。）に対し、調査を行うものとする。なお、倫理・コンプライアンス委員会は必要に応じて、本会事務局に調査を行わせることができる。
- (2) 倫理・コンプライアンス委員会は、前号の調査に基づき審議し、当該事案が処分の対象となると判断したときは当該団体に対する処分案を作成し理事会へ上程する。
- (3) 倫理・コンプライアンス委員会での審議においては、原則として、処分案を当該団体に提示し、弁明の機会を設けることとする。ただし、提示した処分案に対し当該団体の同意がある場合又は当該団体が弁明の機会を拒否若しくは無断欠席した場合は、この限りでない。
- (4) 処分案の内、注意、勧告及び資格停止は理事会で決定し、退会は理事会での決議の後、評議員会で決定するものとする。

(処分の決定)

第4条 次条に定める処分は、前条の手続きを経て次のとおり決定する。ただし、利害関係を有する理事及び評議員は、処分の決定に加わることはできないものとする。

- (1) 注意及び勧告は、理事会出席理事の過半数の同意により決定する。
- (2) 資格停止は、総理事の過半数の同意により決定する。
- (3) 退会は、総理事及び総評議員の過半数の同意により決定する。

第3章 処分の種類及び内容

(処分の種類及び内容)

第5条 処分の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 注意

口頭又は書面により、是正、改善を求める。

(2) 勧告

書面により、是正、改善並びに改善計画書の提出を求める。

(3) 資格停止

書面での通知をもって、一定期間、本会加盟団体規程に定める加盟団体としての権利等を停止する。なお、資格停止の具体的な例は、次のとおりとする。

ア 事業

(ア) 本会各種事業への参画

大阪府民スポーツ大会、国民スポーツ大会、スポーツ少年団事業、公認スポーツ指導者養成事業、

総合型地域スポーツクラブ育成事業等

(イ) 本会名義の使用

主催、共催、後援等

イ 役員・評議員

(ア) 理事候補者及び評議員候補者の推挙

(イ) 当該団体から推挙された役員・評議員の理事会・評議員会への出席

ウ 推薦

当該団体に関して、本会から他団体・機関等への各種推薦（表彰等）

エ 契約

当該団体と締結する各種契約（事業委託契約等）

(4) 退会

書面での通知をもって、当該団体を本会から退会させる。

第4章 不服申立

(不服申立)

第6条 加盟団体規程第22条の規定により、当該団体が本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び当該団体は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める手続きにより解決するように努めるものとする。

第5章 その他

(その他)

第7条 この基準に定める事項以外の事項については、別途倫理・コンプライアンス委員会で協議の上、理事会及び評議員会において決定する。

(基準の改廃)

第8条 この基準の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附 則

この基準は、令和4年4月6日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年3月24日から施行する。